

地域課題解決型起業支援 事業補助金のご案内

募集期間 6月17日(月)～7月31日(水)

事業名	補助率	補助上限額	補助期間
地域課題解決型 起業支援事業	補助対象経費の 1 / 2以内	200万円	令和2年 2月14日まで

✿ 応募要件

福島県内に住み、または令和2年2月14日までに福島県内に移住する者で、「社会性」「事業性」「必要性」の観点を持って事業に取組み、令和元年6月17日以降に新たに創業する者が、以下の①～④の要件を満たす事業を福島県内で創業することが必要です。

- ① 次の事業分野により、創業するものであること。
a 地域活性化関連事業 b まちづくりの推進事業 c 過疎地域等活性化関連事業
d 買物弱者支援事業 e 地域交通支援事業 f 社会教育関連事業
g 子育て支援事業 h 環境関連事業 i 社会福祉関連事業 等
- ② 地域社会が抱える課題解決に資し、当該地域において必要性が認められる事業の展開を行うことで、需要や雇用を創出する事業
- ③ 補助金の交付完了後も持続的に事業を営むことが可能であり、地域経済の活性化に資する事業
- ④ 令和元年6月17日から令和2年2月14日までの間に応募者本人が中小企業、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、その他の法人の設立又は個人開業を行い、自ら主体となって営む事業

※「社会性」とは、地域社会が抱える課題解決に資するものであること。

※「事業性」とは、提供するサービスから得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であること。

※「必要性」とは、当該地域において、課題解決に資するサービス供給が不十分で、提供が求められていること。

✿ 補助対象経費

人件費、通信運搬費、使用料及び賃借料、物品購入費、修繕費、旅費、交通費 等

✿ 注意事項

- ・当補助金では、採択者を確実な創業に導くため、創業支援の実績がある「起業サポーター」による伴走的支援を行います。その支援の中で、補助金採択者には9月～2月にかけて起業サポーターによる事業計画のブラッシュアップ等の訪問支援を月1～2回程度受けていただきます。
- ・当補助金の交付を受けた方は、補助事業の完了後5年間、事業状況の報告をお願いすることになります。

✿ 応募方法

提出書類を準備し、裏面のお申込み先まで郵送又は持参してください。

必要書類：事業計画書、暴力団排除に関する誓約書、役員一覧、住民票、納税証明書（県税に未納が無いことを証明するもの）、法人の履歴事項全部証明書又は開業届けの写し（すでに創業している場合）、当該法人の履歴事項全部証明書（当補助金を申請する者が別の法人の役員に就任している場合）

※ 提出書類の様式は、当センターホームページよりダウンロードください。（裏面記載）

審査方法・スケジュール

審査委員会により書類審査と面接審査を行います。応募者には8月中旬までに書類審査の結果を通知し、書類審査通過者には面接審査についてご案内します。

スケジュール（予定）

書類審査及び面接審査	令和元年8月上旬～8月下旬
採択内示又は不採択通知	令和元年8月下旬
交付申請書の提出	令和元年9月上旬
補助金交付の決定	令和元年9月上旬
補助事業の実施	交付決定の日～令和2年2月14日
起業サポーターによる支援	交付決定の日～令和2年3月上旬
補助金交付	令和2年3月

女性・若者向け創業補助金との主な相違点

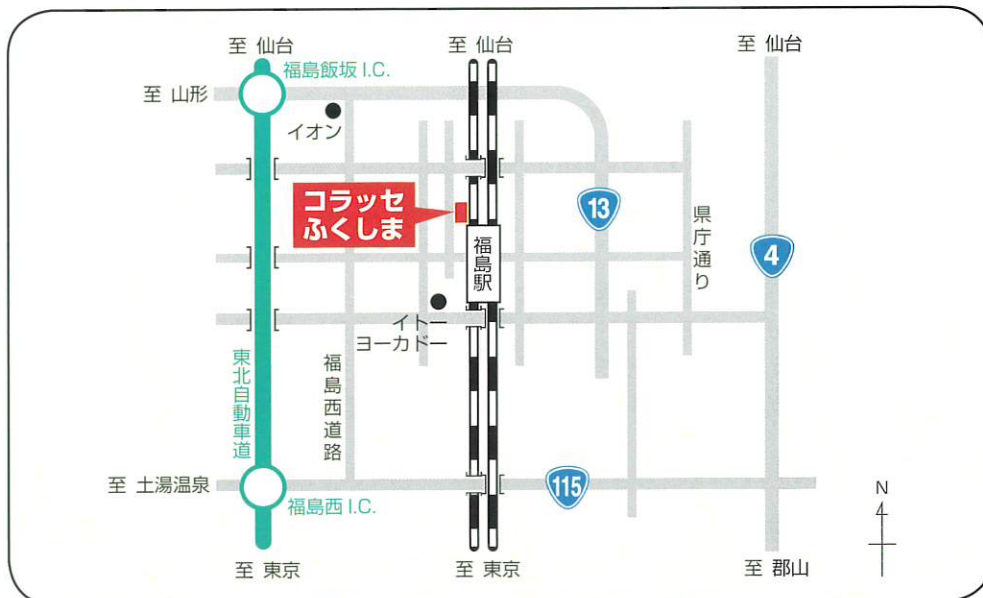
	地域課題解決型起業支援補助金	女性・若者向け創業補助金
応募要件	①「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもって取り組む社会的起業家 ②令和元年6月17日から令和2年2月14日の期間に創業する者	①女性・若者 ※若者とは昭和54年4月1日以降に生まれた者 ②平成31年4月1日から令和2年2月14日の期間に創業する者
補助上限額	200万円	100万円
補助率	1/2以内	2/3以内

お申込み・お問合せ先

(公財) 福島県産業振興センター 経営支援課

TEL : 024-525-4035 FAX : 024-525-4036

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階



※公募内容の詳細は「地域課題解決型起業支援事業補助金 公募要領」を参照ください。
公募要領・提出書類等はホームページ (<http://www.utsukushima.net/index.php>)
新着情報「地域課題解決型起業支援事業補助金のご案内」よりダウンロードください。